

## 精華町重大事件等調査委員会 第3回会議摘録

### 1. 開催日時及び場所

令和元年6月10日（月）18：00～20：00

町役場5階501・502会議室

### 2. 議題

- ・再発防止策の提言に係る論点整理等
- ・原因究明調査の中間報告の検討

### 3. 公開・非公開の別

一部公開

### 4. 会議の概要

#### ○司会

ただいまから、第3回精華町重大事件等調査委員会を開催させていただきます。

今回につきましては、議事といたしまして2点ございます。

まず1点目、再発防止策の提言に係る論点整理等について、そのうち休憩を挟みまして、2点目、原因究明調査の中間報告の検討についてとなります。

なお、2点目の部分につきましては、原因分析に当たり、調査内容の中で工事入札に係る各種金額の算定の具体的な事項など、非公開である情報を取り扱うこととなりますので、事前に委員の皆様にご調整させていただき、委員長から非公開が適当である旨のご了解のもと、非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、石原委員長からご挨拶をお願いいたします。

#### ○石原委員長

こんにちは。本日は議会から大勢お越しいただきまして、ありがとうございます。

非公開の話が出た途端、先生方、むっとされたような雰囲気が伝わってまいりましたが、最大公開ということでさせていただきますので、ご了解いただければと思います。

本日の進め方ではありますが、今、司会のほうからご示唆いただきましたように、再発防止策の提言、こちらの議論を進めてまいりたいと思っております。

前2回の会合で、安保先生、それから長谷川先生のほうからは、既に北庄司

さんへの、いわゆる私たちの的な穏やかな言葉でいうとインタビューが終わりまして、原因分析として結論を一ついただいております。それを踏まえまして、いわゆる不正を再発予防していく方策についてのご意見も既にいただいておりますので、要因につきましては、もう既にご意見をいただいたということで、本日は、まず、前段で、中川委員、川勝委員、それから私のほうから予防策についての、私たちの考えを少しここでオープンにさせていただきまして、それを踏まえまして、少々ディスカッションという感覚で進めさせていただきたいと思っております。

なお、この後のこの委員会の進め方でございますが、できればご協力をいただきたいと思いますと思っております。実は、6月の24日に議会のほうで特別委員会設置というようなことを伺っております。当初、私ども委員会も3カ月ほどでおおよそのいわゆるベクトルを出すというお約束で始めておりますので、できれば、6月24日の特別委員会までに、今回第3回でありますけれども、第4回を開催させていただきまして、最終確定版ではありませんが、おおよそのいわゆる草案、スケルトンの形でいわゆる最終の報告書のドラフトを議会にお出しできるような、そんなスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。

その意味で、この2週間、ちょっとタイトでございますが、委員の皆さんには、お力添えいただければ幸いです。

では、お手元の資料をご確認いただきたいと思いますと思いますが、資料の15が、私のほうから準備させていただきました不正対応策、16番は川勝先生、それから17番が中川先生、それから18番は新聞報道記事であります。それから、資料番号をつけておりませんが、やや集約のほうに向けまして、私のほうで地方自治法の150条関係のご説明をさせていただく時間をいただければと思っております。以上の資料を本日は準備をさせていただいております。

それでは、順不同ではありますが、もしよろしければ、川勝先生、中川先生のいずれかから、提出いただきました資料の内容につきまして、できれば10分程度でご説明いただきたいと思いますと思っておりますが、まずは、川勝先生からお願いできますでしょうか。

○川勝委員

本日の議事は2つに分かれていると委員長のほうからご説明ありましたので、そのうちの1つ、原因究明の詳細については、後ほど議論されるかと思うので

すが、これまでの議論を重ねていく中で、制度上の今回の事件の主な原因、あるいは体制上の主な原因ということで、非常にシンプルではあるんですけども、私なりに、このような点が主たる原因になっているのではないかとということで、冒頭ちょっと2点に整理させていただきました。繰り返し申し上げますけど、厳密にはもう少し詳細な分析が必要かとは思いますが、差し当たってということでご理解ください。

まず、第1ですけれども、ご存じのように、精華町さんのほうでは、最低制限価格というものの公表時期が事前という形では公表されていないということ、そういうことになりますと、当然ながら、その公表されてない条件について探る動きというものを誘発する可能性が制度上としては生まれるということになります。さらに、精華町さんの場合には、単にその最低制限価格を設けているというだけではなくて、その厳密な計算をできないような仕組みがあるということなんですけれども、その意味では、さらにその未公表の情報を探るという動きが誘発されるということです。この制度そのものが悪いということではないんですけれども、この制度が、結局はそれを必要とする業者さんのほうからそれを探る動きとして出てくるし、それに協力する職員の可能性というのが出てくるという意味で不正の余地を生み出すというふうな整理の仕方をしていません。

それから、もう1点は、これまで精華町さんのほうからご説明を受けている限りでは、この非公表の情報も含めてですけれども、入札情報の管理体制というのをやはりいろんな形でアクセスするということが可能であると、複数の人間がアクセスできることが可能であるという意味では、甘い管理体制とちょっと言わざるを得ないのかなという部分と、それはひいては、職員及び組織全体のコンプライアンスの意識っていうものが欠如していたと言わざるを得ない、そういう面があるのではないかなということです。

そういう意味では、この2点に対して何らかの再発防止策っていうものを考えていかなければいけないということから、次のところで再発防止策のポイントとして、私自身、京都府のそういう委員会にかかわっているということもありまして、そこでこれまで経験してきた検討事項とか、実際に京都府が取り組んでいる内容とか、そういうものを参考に少し整理させていただきました。あくまでこれはポイントとして、精華町さんがこのような形で見直しをしていく、再発防止策を強化していけというような、ダイレクトにそういうことをメッセ

ージとして申し上げたいわけではなくて、考えるための視点ということで申し上げたいと思います。

大きくは、入札制度の見直しということなんですけれども、冒頭申し上げた1つ目の原因に対応する形で最もシンプルな対策ということになりますと、それは、最低制限価格を予定価格と同様に事前に公表するという形にすれば、誰も探る、そういうふうな動きをする必要がなくなるということから、最もシンプルな対策として、このようなことが考えられるのではないかと。これまでのこの委員会で確認してなかったんですけれども、その予定価格だけ、これまで、精華町さんが事前公表されてたのはなぜなのかということについて、ちょっと後ほどでいいので、確認させていただければと思います。

ただ、これが一番最もシンプルな対策だとは言いましたけれども、全国的には、皆さんご承知のとおり、事前公表という形をしていた自治体が、むしろ事後公表のほうにシフトしていったというふうな傾向がある中で、そのようなことが果たして望ましいのかどうかということについては、やっぱり立ちどまって検討する必要があると。では、なぜ全国的に事前から事後になってきているのかというと、もともと事前にしたのは、談合の防止であるとか、あるいはそういう業者さんの情報を探る動きから職員を守るという、そういうふうなことから事前公表という形の傾向が強まっていたんですけれども、近年においては、この事前公表することによって、最低制限価格に張りつく業者さんが非常に増えてきて、くじによってこの入札結果が決まってしまうというようなことに対して、業者さんのほうから非常に不満が高まってきていると。要は、積算能力のない業者さんが、その最低制限価格を目がけて応札して、それを獲得した場合には、特に真面目に積算をされている業者さんにとっては非常に納得のいかない結果であるというようなことが一つ大きな原因としてよく言われていることであります。なので、そういう状況下で、事前公表という、全国的な傾向とは真逆の動きにシフトしていくことが望ましいのかどうかということについてはやはり検討の余地があるということから、一つ提議させていただいております。

それから、詳細は省かせていただきますけれども、精華町さんの場合は、最低制限価格をいわゆる変動型といわれている仕組みを入れているわけです。つまり、単に最低制限価格をこの価格で設定するというだけでなく、最低制限価格がわからないように、できるだけわからないようにいろいろ工夫をされてい

たわけですけれども、その工夫のやり方というのはさまざまあるわけですけれども、精華町さんの場合には、人を介す形での価格設定の部分があったということから今回のような問題が生じているということを考えますと、少なくとも、この変動型を採用するのであれば、人を介さない価格の設定というのが不可避であろうということです。

それから、じゃあ、どんな変動型の最低制限価格のあり方が考えられるのかなということですが、前回の会議で私が少し言及しましたが、変動型の最低制限価格というのは、結局、当てられないように操作するっていう、そこに尽きる。くじをできるだけ回避しましょうっていう、そういう仕組みであって、そこで生まれた価格っていうのが適正な価格と必ずしも同義ではないということを考えますと、できるだけ変動型を採用するのであっても、適正ということが非常に難しいという話も前回させていただいたと思うんですが、ここにできるだけ近似できるようなアプローチのほうが望ましいだろうということで、例えばですけれども、京都府で検討されてきたのが、現場の難易度で下限額が変化する仕組み、ここの部分を考慮して補正係数を教えるっていう形での変動型というものもあり得るのではないかとということです。

それから、少し大きな話になってしまうかもしれませんが、精華町さんでは、総合評価競争入札方式というのを導入されていない。一言で言えば、この仕組みは、価格以外の要素も考慮して入札をしましょうという仕組みです。例えば技術力であったり、あるいは、それこそコンプライアンスというものがしっかりと納められている業者さんであるのかどうかとか、あるいは緊急時への対応というものに、これまで数々協力してくださったということのある種点数化して、それを考慮して入札を決めていくという仕組みですけれども、このような仕組みは、要するに価格以外の要素を考慮するという意味では、単純に価格を探っただけではわからない、そういうふうな結果を生み出す可能性があります。ただ、どういうものを考慮し、どういう点数を設定するのかということについては公表されると思いますので、どこまで効果があるのかということについてはちょっと今申し上げることはできないんですが、少なくとも価格以外の要素を考慮するという意味では一定の効果が期待できる。ただ、この総合評価方式というのは非常に事務負担が増してしまいますので、精華町さんの規模の自治体さんでどれぐらいそのことが実現可能なのかということについては一定の検討が必要になるところかと思います。

それから、2のコンプライアンス対策に関してなんですけれども、大きく分けて3つ考えられるということで、1つ目が内部情報の漏えいの未然防止ということで、具体的には、例えば発注担当職員の方と事業者さんとの接触をできる限り制限するというようなこと。これを、例えばですが、職員の倫理規定の規律事項を明確化したある種の指針ですよね、そういうものを策定するというような形での対応ということが一つ考えられます。それから、2点目が、入札情報等の厳格管理ということで、とにかく関わる人間を減らすというようにことと、それからアクセスにできる限り厳格な仕組みを入れておくということですね。これが2点目。それから、3つ目に、非公開情報の聞き出しとか、そういったものがあつた場合、これは電話、あるいは直接、両方ですけれども、それを記録して、あるいは場合によってはそれを公表するというようなこと。非常にまずい、ちょっと職員の人からすると気の毒な形での接触、聞き出しみたいなことがあつた場合には、指名停止措置の強化というように形での対応ということもあり得るのかなという。そのほか、積算の内訳書チェックの厳格化なども考えられます。

それから、2点目が、組織的な管理運営の高いコンプライアンス意識の醸成ということなんですけれども、これ、ちょっとたくさん書いているんですけども、例えば1点目、2点目、3点目のような形での対応策というのが考えられますし、今回、この委員会にも参加いただいている弁護士の方との連携体制の整備ということも必要でしょうし、それから、現状、精華町さんのほうでは設置されていない、第三者機関である入札監視委員会、これを設置することによって、日々、入札案件の検証とか、あるいは制度上の見直しとか、そういったものの改善提言というものをさせていただく場をつくるということもあり得るのかなということです。

最後に、今回のような不正が起きた場合に、しっかりとそのペナルティーです、これを厳しい形で設けておくということです。業者さんに対しては、指名停止期間というものが、ちょっと今現状、制度どうなっているのかっていうのは、済みません、これは確認してないですけども、既にあるのであれば、その停止期間というものが正しい期間なのか。そんなに影響の強いものでないのかどうかというものであれば、大幅に延長するという事も考えられるでしょうし、職員のサイドでいえば、今回のような問題を起こしたときには、いわゆる官製談合防止法等の禁止事項に触れますよということに対して、厳しいペ

ナルティーンが職員に対しても課せられますよということの周知徹底、そういうことをしていくということも必要になってくるのかなというふうに思います。

ちょっと長々としゃべってしまったんですが、もし、もしですけれども、1点目のところで少し触れさせていただいた、この最低制限価格、あるいは入札、予定価格含めてですけれども、事後公表という形で全国的なトレンドに合わせるような形で今後も、今後進めていくということであるならば、2のところで申し上げたコンプライアンス対策というものはかなり徹底して強化していくということが必要になってくるのかなというふうに思います。以上です。

○石原委員長

ありがとうございます。

では、質問等はちょっとまとめてということで、では、中川委員、お願いします。資料17です。

○中川委員

それでは、私のほうは公認会計士ということで、主に会計契約事務であるとか、研修、通報制度について対応策を考えてほしいということでしたので、こちらについてまとめました。ただ、若干、川勝先生とはかぶっているところもありまして、ちょっと事務というのがどこまでというのが私としてわからなかったところもありまして、かぶっているところもありますが、ご了承ください。

まず、会計契約事務の1点目、決裁についてです。今回、情報漏えいがあった入札案件については、誰も異議を唱えることなく承認されています。確かに、今回の件につきまして、決裁で発見できたかということ、これは非常に難しかったらうというふうには思いますが、ただ、決裁の過程で皆さんがそういう情報漏えいがあるおそれがあるというふうな緊張感を持ってきちんと決裁されていたかということ、ちょっとそこは疑問があるのではないかなというふうに思います。そういう決裁手続が若干形骸化していたおそれがあるということで、こちらについて、誰がその決裁について責任を負うのかということを中心に明確化をしていただいて、一般的にですけれども、非常にたくさん判をつくような決裁ではなくて、承認する人がきちんと明確になるような決裁の仕組みにさせていただく必要があるというふうに考えます。

2点目の情報の取り扱いですが、こちらについては、前回の町の調査で、特に今回の情報漏えいの対象になった予定価格についてであるとか、その積算のもとになった設計価格などについてデータのパスワードが共有されていたりで

すとか、その設計書のロッカーでの保存の状況ですとか、あるいは、データ自体がみんなが見ることができる共通ファイルに入っていたりといったように、情報の管理、取り扱いについて若干問題あるのではないかというふうに考えています。

また、予定価格調書そのものですね、最低制限価格が載っている予定価格調書についても、複数の関係者が関係していますので、非常に情報漏えいが、今回の容疑者以外でも、誰でも知り得るような形になっていたという状況です。ですので、非常に重要な情報っていうのが何なのかっていうのがきちっと明確にされずに、取り扱いは非常にちょっと雑であるというか、というところがあると思いますので、その情報の取り扱いについて、外部に漏らしてはいけない情報というのをきちっと明確にさせていただいて、また、それが漏れないような管理人のあり方についてもちょっと改善していただく必要があるというふうに考えています。

3 ページ目の事後調査というものですけれども、こちらについては、特に入札後に不自然な結果であった場合に調査するような仕組みはなかったというようなことですので、もし、情報漏えいしたとしても、後から疑われることはないだろうっていうような、そういう心理が働いた可能性があります。こちらについては、やはりそういうちょっと不自然なものについては事後調査をするような仕組みを設ける必要があるのではないかというふうに考えています。

4 点目の業務の負荷、職員の分担についてですが、今回、容疑者の業務が非常に負荷がかかっている、かつほかの人と分担するのではなくて、一人で担当しているという状況だったということですので、まずは事務量の適正化、業務の平準化ということと、あとやはり一人に任せるのではなくて、みんなで分担する、また、その人がいなくても、ほかの人でもできるっていうような体制は整えていく必要があると思いますので、やっている業務をマニュアルなどで明確にして、また、事務を簡素化して、みんなで分担できるような体制が必要ではないかというふうに考えています。

2 点目の研修、通報制度について、まず1 点目のコンプライアンス意識というところです。こちらを町の調査結果によりますと、不正であるとか、コンプライアンスに関する研修会等が十分に開催されているという状況ではなかったということですか、あるいは内部通報制度もあるものの、町として不正が起こり得るんだとか、不正は許さないというような態度はちょっと感じられるよ



うなものではないというふうに感じています。

今回の件については、もちろん容疑者のコンプライアンス意識の欠如が一番の原因だったとは思いますが、やはり町の風土としてコンプライアンス意識を欠如させるような組織風土が背景にあったのではないかというふうに考えています。

改善策としましては、今回の事件を受けて、やはり町として不正であるとか、コンプライアンスについての姿勢をきちっと明確にするべきだというふうに考えてまして、そのためには、名前はいいんですけれども、例えば職員倫理条例とか規定とか、町としての姿勢をきちっと明文化して明確にさせていただく必要があるのではないかというふうに考えています。また、そちらについて職員の方に徹底していただくために研修を実施したりであるとか、あるいは、遵守しないといけない法令であったり、町のルールについてきちっと各自が確認して、署名をしてもらって、入手するといったようなことが必要ではないかというふうに思います。この署名の入手っていうのは、実は私、昨年まで大手の監査法人にいまして、会計監査ではこういうのをいろんな面でやっています。監査法人、公認会計士として守るべきコンプライアンスの規定にどんなものがあって、あなたは遵守しているかというのを一つ一つチェックして署名をする、あるいは相手先、クライアントとの独立的な関係をちゃんと保っているかとかいうものもあたりですとか、あるいは情報の管理ですね、パソコンとか携帯とかの管理についてもこういうルールがあって、きちっと守ってますかというようなチェックをもう毎年しまして、署名をしてというようなことを全職員が毎年やってきました。ちょっとそういうのをイメージしてるんですけれども、やはり1回やったら終わりじゃなくて、毎年毎年きちんとそういうことを職員の人に認識してもらおうというような、そういう意味も込めての署名なんですけれども、そういったのをやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

2点目の内部通報制度ですが、こちらについては、町としては、一応、内閣府ですかね、ガイドラインがあって、これに沿った形で一応通報制度はあるということなんですけど、不正よりはパワハラであるとかセクハラを含んだ、働きやすい職場づくりを目的としたものだったということで、~~かつ~~余り職員への通知というか、周知徹底もはっきりされていたかというのと、職員の機関紙で窓口がここですというふうには書いている程度だったということです。

今回の件というか、こういう不正があった場合に、幾ら窓口があっても、取り扱い、自分の情報の取り扱いであるとか、身分の取り扱いというのが、制度として不明確であれば、結局、利用したくても、これを言うことによって自分が不利になるんじゃないかとか、そういう心理が働きますので、やはりちょっと形骸化といいますか、利用できるような状況ではなかったのではないかなというふうに思います。

ですので、こちらについても、やはりきちんと不正であるとか、コンプライアンスを前提とした町としての制度っていうのをきちんとつくっていただいて、かつ職員の方にも周知徹底、研修等もしていただく必要があることだというふうに考えています。以上です。

○石原委員長

資料15及び資料番号つけておりませんが、今日の配付資料であります、地方自治法150条と大きく中央に記してある資料でございますが、実は今回、精華町で起きたような、いわゆる入札に関する価格漏えい、こういった不正を何とか減らし、予防していこうという観点から、総務省のほうで平成19年からもう研究会が開催されておりまして、3回開催されました。その結果を受けまして、一つ前の31次の地方制度調査会の答申を受けまして、地方自治法150条、これ実は機関委任事務というのが廃止されまして、ブランクになってたんですが、ちょうどそこにおさまりやすいということで、地方自治法改正と言われてますが、従前なかったところに、20年ほどいわゆる条文がなかった150条に、今回、相当充実した地方自治体におけるいわゆる財務的な不正を防止するという観点で、内部統制をつくれという、これ自治法で定められておられるというところであります。

その関係の資料なんですが、右下にスライドの番号がございますが、2ページに飛びますと、こちら150条ではなく、関連する2条のほうで、監査委員を議選でされた先生方なんかは特に、14項の最小経費、最大の効果、注目されるかと思いますが、実は16項に当然ですが、法令に違反して事務を処理してはいけない、これと同じような規定は、例えば地方公務員法にもございます。法律違反は当然いけないわけですが、そのいわゆる理念条例をより具体的に展開するというので、150条、3枚目の右下に3と書いてあるスライドがあります。自治法のコンメンタール、まだ余り改善されておられません。ほとんどまだ新しい説明が入ってませんが、それでも、財務に関する事務等の

適正な管理及び執行を確保するための方針等の策定という見出しで、実は150条が打ち立てられております。かなり長い条文でありまして、スライドの4番、5番、6番、それから7番と1項から9項までございます。スライドの4番にあります①、1項であります。これ、下のほうで漢数字で一で財務に関する事務とございます。これも地方自治法で定められておりますが、今回のいわゆる入札案件ど真ん中でございます。こういったものを適正に行うための体制を整備しなければいけないと。ただし、1項は、それを求めるのは、例えば京都府であったり、京都市であるような、いわゆる47都道府県と20指定市、これが1項であります。ですから、精華町は1項の適用ではありません。

ところが、スライドの5ページに行ってくださいますと、2項でございます。こちらは、2項の冒頭に市町村とありますように、今、1項で申し上げた67団体の首長以外の首長は、ある種政令市や都道府県と同じように努力しなければいけないと、努力規定であります。ただ努力規定でありますから、多くの自治体、まだ様子を見ておられるところであります。政令市や都道府県に関しましても、来年の4月1日からスタートでございますので、その後でいざらうということ、様子見の団体がほぼ100%と申し上げていいところかと思いますが、今般、この2項をぜひ精華町のこの不正防止に掲げる大きないわゆるフレームワークの中心に置いてはどうかというふうに考えます。総務省もこれを求めておりますし、細かないわゆる提案等、さまざまあるわけですが、そういったものを体系化する一つのフレームワークとして150条の2項があります。ただ、2項はやるやらないは自由でありますので、やるのであれば、この2項の4行目に、真ん中のあたりに方針を定めというのがありますが、内部統制をいわゆる体制整備する方針、これをつくった時点で、いわゆる努力義務がいわゆる義務化した1項と同じ扱いになりまして、実は3項以下全てやらなければいけないようになるわけであります。

例えばですが、その下のスライドの6をごらんいただきますと、3項で、内部統制の策定方針を改編する場合は、遅滞なく、これを公表、4項は、これが非常に難しくなるわけですが、内部統制の評価報告書を作成する義務が精華町長に生じます。ですから、1年に1回、精華町長は自らの名前で、きちんとした内部統制をつくって、財務不正をきちんと予防、摘発する体制をつくった、これをいわゆる自己評価しなければならないというのが4項であります。第5項は、しかも、それを監査委員が審査します。精華町にも議選の監査委員おら

れると思いますが、監査委員、いわゆる議会の先生が、首長がちゃんと言うてることが正しいかどうかという、その監査、審査ですが、審査をするというたてつけであります。

次、7つ目のスライドに行きますと、今度、6項は、監査委員がその審査を行うわけですが、その審査を行った結果は、改めて議会に提出があります。つまり議会の、いわゆる議員の皆さん方が内部統制の首長、精華町長の名前が出る内部統制評価報告書と、それにある種お墨つきを与えるかどうかはわかりませんが、それに関して意見等を表明している監査委員さんの意見、これを両方議会が見て、いわゆる町長がちゃんとやってるかという、そういう判断をすることになるわけであります。しかも、8項にありますように、この議会に出した書類は全て町民に公表、これインターネットを想定されてますが、公表しなければいけないという条文、これも自治法で定めているガイドラインでもありませんし、総務省や自治省や、ましてや京都の実務行政指針ではなく、法律として、これを今、求められているわけでありますから、こういう状況になった精華町、これを導入するのが一つ筋ではないかということであります。

しかも、これをうまく運用していくために、スライドの8以降、例えば内部統制ってというのは、省略をいたしますが、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応といったような形で、いわゆる6つの要素に分けて全庁的な内部統制、パスワードとかIDの管理は全庁的な内部統制だと思えますし、それから、部局別の内部統制という概念もあります。例えば管理課、管理係での業務をきちんと適正に執行するとか、あるいは財政課がチェックするとか、会計課がチェックするとか、そういったことをきちんとやる、そういったのがいわゆる部局別のいわゆる内部統制であります。そういったものをきちんとつくりなさい、まず、これに関しては、実はガイドラインが出てます。

今日は、議会の議員の方たくさんおられますが、このガイドラインの中に、実は、例えば首長の内部統制評価報告書を見て、ちゃんとやってないやろと、いわゆるペーパーワークで町長これ出してるだろうというふうにもし思われたら、書いています、明記してます。特別委員会じゃないです。百条委員会を設置して首長の責任を追及しろと、内部統制のガイドラインにはそこまで書いてますので、もうこういう状況になった精華町でありますので、そういったものをいわゆるトータルで仕組みとして組み込んでいってはどうかというのが私自

身の考えでございます。

今、両委員が出された資料の16、17、あるいは前回、安保委員、長谷川委員が出された意見、こういったもの、実はこの内部統制のフレームワーク、それからガバナンスのフレームワークに形の上では100%吸収されます。それを整理したのが資料の15でありまして、これ、例えば項目の番号でありますとか、内容でありますとか、これは自由であります。それからPとDっていうのは内部統制の効果でありまして、Pっていうのはプリベンティブです。Dっていうのはディテクティブ、発見です。今般のように、いわゆる外部からこういった不正があると言われる前に、例えば万が一不祥事が起こったとしても、いわゆる庁内で発見できる可能性があるわけですね。こういったものがディテクティブであります。ですから、内部統制も、単に内部統制としてルールとして、予防策として考えるのではなく、いわゆる予防策が予防的な効果を持つてるのか、あるいは発見的な効果を持つてるのか、これが内部統制のロジックであります。

それから、インパクトっていうのは効果であります。例えば2番にあります懲戒制度の厳罰化、もうやったら懲戒免職というのを明確に出せば、恐らくいわゆる職員の皆さんへのインパクトは高いわけですから、これは5としました。それから、例えば11番、職員の懲戒情報、これは、当町ではなく、日本全国で、例えば不祥事を起こして懲戒処分になってしまったいわゆる自治体関係者、これ、決して職員だけではなく、極端な場合、市民もおられますが、こういった方の情報をきちんとみんなで共有しておく。これは、インパクトは合法ではありませんが、やはり持つておくことによって、それなりのいわゆる抑止効果があるのではないかと。例えばそういった意味での2であります。

それから、説明不足のところに書きましたICっていうのは内部統制ですが、括弧の中に書いてるのは、要は総務省がつくってるガイドラインに記された6つの内部統制のいわゆる構成要素の問題です。それから、監査委員事務局、あるいは監査委員は、今般の自治法改正では、いわゆる内部統制に含めないという整理がされましたので、いわゆるガバナンスであります。ただ、内部統制とガバナンスというのが、これ学者チックで恐縮であります、非常にいわゆるボーダーラインが見えにくくなってきてます。昔のガバナンスというのは上から下だったわけですね。ところが、今のガバナンスというのはネットワーク型のガバナンスになってきてますから、例えばカルロス・ゴーンがああいうふう

な問題を起こして、なぜ見つけられなかった、これはガバナンスがきかなかつたというふうに世の中の人はいいますが、本当は内部統制がきいてなかっただけで、社長が社長の役割を果たしてるかどうかというのをほかの社員が見れる仕組みになってなかったっていうところが問題であります。そういうふうにガバナンスと内部統制の整理というのが、ややいわゆるマニアックになるところにありますので、そこはある種、回避して、それでも、そのガバナンス、あるいは内部統制の観点からこういうふうな整理を、枠組みとして、もし委員の皆さんに認めていただけましたら、先生方のいわゆる資料を全部ここに入りますし、それから自治法150条、これはもう総務省が進めろと言ってるわけですから、我々が細かなロジックであれしましょう、これしましょうではなく、大きなフレームワークは、総務省の自治法150条及びそのガイドラインののっとして、その中の個別具体のところ、委員の皆さん方のいわゆる知見を、いわゆる網羅的に組み込むというような形で報告書をまとめることができればというような形で、ちょっと委員長として整理にかかっていますが、作成させていただいた資料でございます。

では、15分、20分ほどディスカッションをさせていただきたいと思っております。まだ、どういう方向でっていうのは何も考えておりませんので、フリーで、どうぞよろしく願いいたします。

もしよろしければ、取りまとめの方向に向けて、私が今ちょっと素案として提案させていただきたいのは、安保先生と長谷川先生から出して、いわゆる委員会議で出していただいた調査報告書、これちょっと扱いはできませんが、不正対応の意見のほうはやや墨消しをすると、一つの原因として完全に組み込めますので、あれは報告書に入れさせていただけないかなというご相談。それから2つ目は、この後、ちょっと済みません、非公開で一部入札の内訳等について先生方調査いただいておりますが、そこでややまた追加的ないわゆる原因分析がかなうと思えますので、それもいわゆる今回のもとより大きな原因でありますから、いわゆる原因として報告書に入れさせていただけないかなと。

それを受けまして、今般の方向性を示していくときに、今般の問題については、恐らくここがポイントであろうという非常に局所的な整理になりますが、しかし、今後やはり精華町で同じような問題が違う要因で起こらないように、できれば総務省が求めている自治法150条2項の枠組みで精華町をもっと考えられたらどうだというような提案をさせていただき、その中に特に両委員がお

っしやったさまざまなやつ、これ全部もちろん、中川委員、もちろん専門ですが、入ってまいりますので、そういう形で先生方のご主張のいわゆる最大公約数的なものをまとめるというよりも、できれば網羅的に入れて、最終的にそれをどう対処されるかっていうのは恐らく役場でありましょうし、特別委員会もされるというふうに伺っておりますので、我々としては、そういう取りまとめの方針で進めさせていただけないかなというのちょっと委員長として今日持ってきた素案でございますので、たたいていただければと思います。

#### ○川勝委員

委員長の全体的な取りまとめの方向性ということについては何の異論もないんですけども、ちょっと確認させていただきたいのは、きょうご紹介いただいたこの地方自治法150条の2項ですね、これ、方針を定める、要するに努力義務を設けるということなんですけれども、こういったことを精華町と同じぐらいの規模の自治体がどれぐらい採用してるのか、ちょっともしご存じだったら。

#### ○石原委員長

これは実は、先ほども申し上げましたように、いわゆる67団体で来年4月1日がスタートですね。そこから1年たって、さらにそこからいわゆる首長の内部統制評価が始まるんですが、だから、まだまだこれからだっていうのが1点です。ただ規模の大小でどうかっていう点は、総務省、きょうはちょっと資料をお配りしてませんが、ガイドライン出てまして、ちょっとこういう言い方をすると、何かちょっと誤解されるかもわかりませんが、内部統制策定の方針については、これをいわゆる原案としろというの実は出ております。大したことないです、A4で3枚ぐらいです。ですから、それをいわゆる精華町的にまとめれば、あくまで方針でありますので、その部分は逆に言うと、それほど大した作業ではありませんし、誰が見ても異口同音に了解というような内容があります。むしろ、この方針ができ上がった後の、まさに今回こういう案件が起こりました、いわゆる全庁的な内部統制というより、特定の部署の部局的な内部統制をどういわゆる構築して、評価していくか。そこには恐らくですが、2年、3年はかかるとは思います、逆に言えば、2年、3年はありますので、そういうふうの一つ取り組むのもいいのではないかと。

それから、もう一つ、これは決して誤解を恐れずに言えば、こういうふうな状況になった精華町ではあります、逆にこの内部統制きちっとすることでよ

みがえると、不死鳥のようによみがえると、そういうふうないわゆる特に住民の皆さんに町の姿勢を示すという意味で、私はアピール効果はあるのかなと思っております。

○川勝委員

ありがとうございます。

○石原委員長

私の提案はむしろ枠組みだけですので、中の細かな、むしろ委員の皆さん方のこのお出しいただいた資料を、ですが、この資料の15はむしろ枠だけ、枠だけ、中身別にはないです。

先生、安保先生、一応5番入ってます。弁護士による意識改革検証と、これは中川先生も考えましたが、これは会計士より弁護士のほうが強烈じゃないかなと思って入れたんですが、こういうのもしていきながら、先ほど中川委員がおっしゃったいわゆる意識改革的なところ、こういったところを高めていけなかなという、そんなことも思っております。

それから、一つ職員の皆さんがどう考えてるんだということで、こういう不正事件が起こりますと、ケース・バイ・ケースですが、職員の皆さんにアンケートとることがあります。こちらについても、例えば我々のような外部の委員がするのではなく、むしろやっぱり職員がどういうふうなことを考えてるかということを知るのはやっぱり首長が一番、町長の仕事でありますので、むしろ町長の名前でこういうアンケートなんかを、将来的にももちろんこの委員会も終わって、議会が特別委員会されると思いますが、その同時並行、あるいはその後、そんなことも提案していければということで、取捨選択は執行部、それから議会の皆さん方のいわゆるチェックだとは思いますが、我々としては最大限可能性としてこういうものはどうだという提案をしてはどうかなと思ってるんですけれども。

安保先生、いかがでしょうか。

○安保委員

まことに結構だと思います。

委員長おっしゃったように、枠組みというものはやっぱり大事だと思うんですよね。やはりきちっと法令に適合した行政を行うというための方針をきちっと定めて、そのための体制をつくるという、それは確かに大事だと思います。

その上で、枠組みが、その中身ですね、それをちょっと川勝委員、中川委員



から報告受けました。これについてちょっと意見を言わせていただきたいと思います。

まず、川勝先生のこのペーパーですけど、最初の本重大事件の主な原因として1と2としてありますけど、非常に厳しいご指摘で、まず第1のなぜこういう不正が発生することになったか、その制度的な背景ですね、これをここに書いてるとおりだと思いますね。2番目に、それをしかし、許してしまった甘い管理体制と、組織全体のコンプライアンス意識の欠如、誠におっしゃるとおりだと私は思います。それから、この本重大事件の主な原因として指摘してあること、この2点は全く異議はございません。

その次以降につきましては多少意見がありますので、ここはこれでいいかと思えます。

○石原委員長

長谷川委員、どうですか。

○長谷川委員

私も、この原因自体は同じ考えでありますので、これをどうクリアするのか、再発防止策を立てるかというところで、具体的な再発防止策が本当にそれを防ぐ実効性を持つのかどうかは議論すべきところかなというふうに思います。

結局、この最低制限価格の事前公表というのをすると、まさに川勝委員がおっしゃったように、結局、最低制限価格に張りついて、抽せんになるというふうに考えられるわけです。この間の入札の現状を見てる限りは、ほぼ間違いなくそうなるだろうというふうに見込まれるわけですが、それでいいのかどうかという議論が、まさに川勝委員から問題提示あった、そこを、もしこういうことをするんだったら議論すべきということになりますし、逆に、私どもが申し上げてる、もういっそのこと全部事後公表にしまえばいいんじゃないかというようなどころについては、探る動きっていうのを当然誘発してしまうわけですが、じゃあ、その探っても無意味にしましまう、無意味になるような情報しか職員にはわからないようにしまえばいいんじゃないかというのがこの前申し上げた私の意見で、川勝委員がおっしゃる金額の妥当性というのが損なわれることにはなりませんけれども、機械的にランダムに最低制限価格というのを開札のうちにもうばらけさせてしまうことによって、あらかじめ職員が持つてる情報というのはもう全く無価値化してしまうと。その上でもう全ての情報を公開してしまっ、純粋な競争を業者さんにさせていただくという

のもいいんじゃないかというのが前回申し上げた私の意見です。

○石原委員長

いかがでしょうか。

○川勝委員

いや、委員長、意見が分かれてるというふうにおっしゃられたんですけど、分かれているわけではないです。要するにこの公表時期を事前にするか事後にするかっていうことについては、それぞれやっぱりメリット、デメリットがあるわけですし、どちらのほうがいいんだっていうことは、私のほうから今の時点ではちょっと申し上げられない。

○石原委員長

さっきそうおっしゃいましたね

○川勝委員

はい。それで、もう1回確認なんですけれども、そもそも事前公表、これは最低制限価格だけじゃなくて、予定価格を事前公表してきた自治体というのは、やはり過去に談合事件というものが生じていったと。その意味では、そういう不正を防止する、あるいは今後はそういうことしないですよっていう、そういうことを市民の人たちにちゃんと約束するっていうことを表明する意味でも、もう事前公表してしまおうと。もう一方は、やっぱりそういう価格を探る動きに対して、中には、やっぱり担当職員の方の中にはやっぱり気の弱い人とかもいらっしゃいますし、脅しに屈してしまうというようなこともないわけじゃないので、そういう人たちをやっぱり守ってあげないといけないという側面もあり、事前公表したほうがいいんじゃないかというふうなことから、全国的に事前公表する流れになりましたということなんです。

ただ、この流れのきっかけは、やっぱり不正があったというところから始まっていますので、今回、精華町さんの場合は、不正があったということになりますので、その限りにおいては、普通の流れからいくと、これは事前にやっぱり、全面的に事前公表するような方向にという議論になりがちだと。ただ一方で、かつてのそういう流れと違うのは、今日においては、全国的には事後の流れになっていると。その理由は先ほど申し上げたとおりです。業者さんも、非常にこの公共事業のパイが非常に少なくなっている中で少ないパイのとり合いという、そういう環境の中で、くじによってほぼ決定してしまうようなことに対する不満というのはやはり看過できないということから、事後公表のほ

うになっているという、こういう実情、状況というのも踏まえてどう判断するかということになってくるんじゃないかな、そういう整理です。

○石原委員長

幾つかうまく、私の仕事はもちろん交通整理だと思ってるわけですが、例えばこの内部統制で申しますと、例えばルールをつくるっていう整備と、ルールを守るっていう運用、これをやっぱりきちんと分けて、別々に見なければいけない、これも150条の延長のガイドラインで一番強調されてるところですが。今回の例えば北庄司さんの案件等を見てましても、例えば何人かの方が集まって、最低制限価格を少し動かすわけですよ。そのルールはもういいんですよ。ところが、ちょっと余り非公開のところかもわかりませんが、いわゆる運用がよくないんですよ、運用が悪い、はっきり言って。だから、せっかく要はお金を数万円か数千円か動かせる仕組みをつくってるのに、動いてない。そういうところがやっぱり、運用状況が悪いとやっぱり、ちょっといい発言ではないですが、何か悪意を持った方がいると、やっぱりそれを悪用するという可能性はありますから、だから整備の問題と運用の問題をきれいに分けてやはり提案するっていうのが一つ必要かなと。

それから、精華町全体の不正の予防のことを考えると、例えば今、私たちの議論はどちらかというと金額の大きな工事に議論が集中してますが、いわゆる、例えば300万円、500万円未満の例えば比較的小口の、例えばBクラス以下のいわゆる企業なんかが入るようないわゆる工事もありましょうし、それからお金だけで決められない、例えば請負もあります、それから物品もあると。そういったところを少し、やはりきれいにすみ分けをして議論をするということも大事かなと。ですから、例えば300万とかぐらいの小さな例えば工事案件でしたら、もういわゆる、もし最低制限価格にいわゆる集約していくのであれば、抽せんでいいというふうに言う方もおられると思いますし、そういったところ、いわゆる入札の効率性に加えて、有効性の議論も当然ありますので、そういったところをどう考えて、これ私たちのいわゆる力量を発揮しなければいけないところですが、そういうところもやはり少々付言する必要があるのかなという感覚が、皆さん方の議論を伺っておりますといたしました。

中川委員、何かないですか、特に。

○中川委員

はい。

○石原委員長

いわゆる会計士の世界でいうと、いわゆる署名、署名っていう書き方されましたが、署名の入手ですね。こんな大して意味ないじゃないかっておっしゃる方もいますけど、例えばあなたはちゃんとやっていますかっというときに、やりましたってこう書いていただく、これを署名っていう。そういう例えば企業なんかですと、例えば財務担当役員とか、いわゆるもうトップに近い副社長が書くというのは非常に意味重いですよね。だから、そういうふうないわゆる署名というのものも、これは別にどこに決められてるわけではないかもわかりませんが、内部統制の運用として、あなたは1年間ちゃんと決められた、整備されたルールの趣旨を理解して、それに組みましたかっていったところへ例えば署名していただくというのは一つのやっぱり運用のテストにもなりますし、そういう会計士的にいえば、細かいいわゆるテクニックは比較的多い領域でありますので、またいろいろ示唆いただければと思いますけども。

○安保委員

最低制限価格を事前公表へというこの議論については、一応委員会として意見をまとめといたほうがいいんじゃないですか。

○石原委員長

これどうしますかね。

○安保委員

これも全くストレートな再発防止策です。

○川勝委員

そうですね、委員としてはやっぱり一定の意見を取りまとめておいたほうがいいのかというふうには思うんですが、これは、ちょっと先ほど申し上げたことにもかかわるんですけども、本来、事前公表するっていうことになると、不正を防止、ダイレクトに不正を防止することにつながりやすいついていうことになります。それに対して、事後公表ということになると、やっぱり探る動きというものが誘発される可能性が高まりますので、2のところのコンプライアンス対策の強化っていうこととセットで考えなければいけないわけですね。ただ、今回、公表、事前にしようが事後にしようが、問題がこういう形で生じているっていうことを考えると、コンプライアンス対策の強化っていうのは公表時期に関係なく、やっぱり徹底していかなければいけないだろうというふう思うんですね。

なので、この公表時期というものは非常にテクニカルなところの話なので、本来的に重要なことはコンプライアンス対策というふうに思いますので、もし意見がうまく、このことのみをもって取りまとめするのが難しいという状況であれば、その2のほうに重きを置いて考えるということも一つの方向性なのかと思いますけれども。

○石原委員長

私の経験則で、特定の自治体ということじゃないですが、事前公表するほうが、最低も予定も、職員の皆さんがきっと助かりますね、無事になりますよ。全体教えてくれって来ないですから、もう出てるわけですから。ところが、そうすると、最低のほうばかり集中しちゃうと、要は例えば1,000万円の工事が700万円で一定、これが最低剰余金なんで、いわゆる精華町的には財源浮くわけですが、いわゆる地元経済的には700万円で終わっちゃうわけですよ。だから、入札の難しいところは1,000万円発注できて、やっぱり地元の業者さんが落札されれば、1,000万円ここでお金落ちるわけですから、700万円やったら700万円なので。だから、その最低制限価格を事前で置いたときに、事前のほうに集約していったときに一つ考えなければいけないのは、誤解を恐れずに言えば、最低制限価格にやっぱり恩情がないとあかんわけですね。それがいわゆる地域経済の活性化の、これから東京オリンピック終わったら、恐らく世の中が少し厳しくなったときに、やはりいわゆる財政政策ではないですが、行政が頑張ろうという考え方は一つは正しいと思いますので。例えばそういったときに、例えばこれいわゆる合わせわざなんですけど、例えば最低制限価格なりを事前公表するのであれば、いわゆるけちけち作戦過ぎて、地元のいわゆる企業の皆さん方が疲弊しないように、例えば公契約条例というのが一部の自治体で今取り組まれてますけれども、行政が発注するときは、ここより安い値段では絶対発注しません、だから積算根拠になるわけですよ。つまり、これって多分1次下請、2次下請、3次下請、いわゆる下請さんの問題が出てくると難しいんですが、例えばAという会社が発注をして、A社が精華町の仕事を入札、応札されたら、A社は従業員に対して、精華町の仕事に関しては時給何円以下の支払いは絶対してはいけないというそういうルール。これがいったら、公契約条例をやろうという一つの趣旨。いわゆる地元経済がいわゆる活性化といっても、お金持ちのところにたくさんお金行くんじゃないで、いわゆる経済的にそれほど裕福じゃない方のところに、仮に入札価格が低くなっ

ても一定のお金がきちんと行くように、これが公契約条例なんです、だから、そういうのとセットで合わせてやるという議論もあるのでないかと。

ですから、かた苦しい話になりましたが、羽生善治さんがなかなか100冠とれませんが、先生方、余り将棋、意識ないですか。これ、結局もう先の先を読んで、こういろいろミクスチャーしてやっていかなければいけないというのが一つの本質だと思うんで、このいわゆる入札の案件も、例えば荒っぽくもし言っているんでしたら、もう安い工事なんかはもういわゆる事前公表でいいと思うんですが、高い工事は、予定も含めて、事後ですら、するかしないかはペンディングに、やっぱりそこは本当に真剣な入札案件と行政のほうも真摯なやはりそれに対する対応をやっていくというのが筋じゃないかなと。だから、より大口な工事の場合は、いわゆる請負関係の契約に相当近づいていく、お金だけじゃないというふうにしておくほうが。だから、精華町も例えば、あるかわかりませんが、1億の案件と100億の案件を同じようにやってたら、お金にこれはないとはいいますが、やはり100億のほうで失敗するより1億のほうで失敗するほうが痛いので、そういうふうないわゆるバランスっていうものもやっぱり考え方として導入していいのではないのかなと、考えたりするんですよ。

長谷川委員、これは商売的過ぎますでしょうか。

○長谷川委員

いや、私のほうがちょっと思ったのは、最低制限価格が仮に再三レベルぎりぎりまで下がった場合に、事業者さんは赤字覚悟で入札までされるのかというところがちょっとわからなくて、もしそういうところまで下がったときに、業者さんは、最低制限価格に張りつかずに普通に競争してくれるんだったら、最低制限価格をがくっと下げてしまえばいいようには思うんです。ところが、それでも、もう皆さんが赤字入札をしてこられると、工事をとることを重視されるというような、そういった実例があるということだったら、ちょっと考えなきゃいけないんですけれども。どっちかという、真面目に積算をして、採算ラインを各業者がちゃんと見て、その上で競争してくれるんだったら、それが一番いいというふうに思ってます。

○石原委員長

これ、先生、例えば、例えば先生法律の専門家で、我々会計なんです、会計的にいうと、役所の入札っていうのは、例えばその会社はその一定の時期、

精華町のことしか仕事をしないという前提で、例えば間接費の計算してるんですね。ところが、企業というのはいっぱいやってるんで、つまり変動費部分までいわゆる切って入札してくるのは明らかに赤字で、何か別の意図があるわけですが。いわゆる総額を、やっぱり最低制限価格を割ってるからというだけで失格にするのは経済合理性ないんですよ。会社っていうのは、たくさんの会社をやってるので、間接費はシェアできるので。あるいはもし間接費が固定費で人件費だったら、たとえ赤字でも、例えば50万払わなあかん人に30万しか払えなくて20万赤字だけど、だけど30万もらえるんやったらやっとかかって、これいわゆる機会損失の議論で。だから、そういう発想が実は役所がないので、精華町の仕事を石原産業は一生懸命それしかやってませんという前提の入札計算をしてるので、世の中うまく合わないですね。だから、企業は平気で、そういう意味では赤字入札します、赤字じゃないんで。

○長谷川委員

赤字じゃないんですね。

○石原委員長

はい。

○安保委員

まさに委員長おっしゃるとおりで、後で報告させてもらいますけど、この件、刑事裁判の傍聴もさせていただきましたけれども、岩井さんなんかは、もう最低制限価格で入札されたけど、十分な利益を上げていらっしゃるようでございます。やはり赤字で入札するっていうのは、私企業の経営としてそういうことはあり得ないわけですし。最低制限価格でも十分利益のある金額に設定されてるとというのがこの間、資料を見させてもらって得た心象でございます。

○石原委員長

じゃあ、安保先生、そういう意味ではやっぱり精華町の最低制限価格の計算方法の見直しですか、これは入れなければいけないですね。

○安保委員

そうですね。

○石原委員長

いわゆる町民のお金ですからね。

○安保委員

はい、町民のお金で非常に大事なお金ですから。それで最低制限価格の入札

でも十分もうかるようなので、ちょっとどうかと思いますね。

○石原委員長

では、先生方、ちょっと後段の進行もごさいますが、ここでちょっと小結ということで、今、自治法150条と内部統制のガイドラインの枠組みで整理をさせていただきたいと。その中に先生方のお考えを網羅的に入れさせていただきたいと。原因部分については、安保先生、それから長谷川先生のいわゆるペーパーを使わせていただきたい、それからこの後の議論も含めてお願いしたいということで、一応そこまではご了解をいただいたということにさせていただければ、よろしいですか。

○全委員

異議なし

○石原委員長

では、次の論題に入ろうと思いますが、この後、完全に企業の名前とかいろいろ出てまいりますので、では、5分ほど休憩を挟ませていただきまして、少々委員だけで会合をやらせていただけないかと思いますので、どうぞご協力をお願いいたします。

〔休 憩〕

【非公開】

○石原委員長

次回と次々回の委員会の日程を決めさせていただきたいと思います。

次回は6月21日金曜日の6時から。次々回は7月2日火曜日の6時からでお願いしたいと思います。

調査報告のほうは、原因のほうはおおむねでき上がりましたので、若干、文字修正いたしますけれども、次回の会合の少し、前日か何時間か前ですがドラフトをお渡ししますんで、特に役場のほうから示唆があればいただきたいということでお願いできればと思います。

両委員のほうから、ちょっと中身についてもしあれば、役場のほうから言っていた方がいいというふうにご示唆いただいておりますので。

○安保委員

役場のほうにご異論があればいただければと思います。。



○石原委員長

では、我々の取りまとめを来週の水曜の午前中までに、総務課のほうに送らせていただきますので、それをまとめて私のほうに、私のほうでドラフトをつくって、できれば前日までにお渡ししたいと思っております。

では、以上ということで。ありがとうございました。